

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年6月20日（令和7年（行個）諮問第170号及び同第171号）

答申日：令和8年2月16日（令和7年度（行個）答申第201号及び同第202号）

事件名：本省労働基準局特定課課長が本人に係る事案について受けた報告等の記録の不開示決定（不存在）に関する件
特定職員が本人に係る事案について受けた報告等の記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1及び2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月13日付け厚生労働省発基0313第1号及び同第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、以下のとおりである。

(1) 原処分1に係る審査請求

別紙資料（略。以下同じ。）にもあるが、貴庁が開示した文章から、本省労働基準局特定課の特定職員Cが、2024年特定日時に送信したメールの中には、特定職員A宛にも報告のメールが送信されていることが確認できる。厚生労働省は都合が悪いメールは公文章とせず、サーバーや特定職員Aのフォルダーに保存する事なく廃棄してしまうのでしょうか？

特定職員Aが報告を受けた際の記録（別紙資料時の報告を含め、サーバーやフォルダーに保管されているものを含む全て）を、国の行政機関

に務める特定官職の国家公務員として嘘偽り無く開示すべきである。

(2) 原処分2に係る審査請求

別紙資料にもあるが、貴庁が開示した文章から、本省労働基準局特定課の特定職員Cが、2024年特定日時に送信したメールの中には、特定職員B宛にも報告のメールが送信されていることが確認できる。厚生労働省は都合が悪いメールは公文章とせず、サーバーや特定職員Bのフォルダーに保存する事なく廃棄してしまうのでしょうか？

特定職員Bが報告を受けた際の記録（別紙資料時の報告を含め、サーバーやフォルダーに保管されているものを含む全て）を、国の行政機関に務める国家公務員として嘘偽り無く開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和7年2月11日付け（同月12日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る各開示請求をした。

(2) これに対し、処分庁が、原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、令和7年3月24日（同月25日受付）で本件各審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきものと考ええる。

3 理由

(1) 対象保有個人情報の特定について（略）

(2) 原処分の妥当性について

ア 原処分1の妥当性について

(ア) 審査請求人は審査請求書において、要旨、「本省労働基準局特定課の特定職員Cが2024年特定日時に送信したメールの中には、特定職員Aにも報告のメールが送信されていることが確認できる。特定職員が報告を受けた際の記録を、嘘偽りなく開示すべき」旨を主張している。

(イ) 上記（ア）の審査請求人の主張を踏まえ、諮問庁にて改めて確認したところ、処分庁において、本件対象保有個人情報1について、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないことが認められた。

(ウ) 小括

上記（ア）及び（イ）のとおり、本件対象保有個人情報1を保有していないとした原処分1は妥当である。

イ 原処分2の妥当性について

(ア) 審査請求人は審査請求書において、要旨、「本省労働基準局特定課の特定職員Cが2024年特定日時に送信したメールの中には、特定職員Bにも報告のメールが送信されていることが確認できる。特定職員が報告を受けた際の記録を、嘘偽りなく開示すべき」旨を主張している。

(イ) 上記(ア)の審査請求人の主張を踏まえ、諮問庁にて改めて確認したところ、処分庁において、本件対象保有個人情報2について、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないことが認められた。

(ウ) 小括

上記(ア)及び(イ)のとおり、本件対象保有個人情報2を保有していないとした原処分2は妥当である。

4 結論

よって、本件各審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年6月20日 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第170号及び同第171号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 令和8年1月27日 審議（同上）
- ④ 同年2月9日 令和7年（行個）諮問第170号及び同第171号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象保有個人情報の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報は、本省労働基準局の特定職員A及び特定職員Bが、a事案（b事案・b案件等）として報告を受けた際の記録・指示した際の記録等である。

(2) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、本省労働基準局の特定職員Cが2024年特定日時に送信したメールを添付し、当該

メールの中には、特定職員A及び特定職員Bにも報告のメールが送信されていることが確認できるなどとし、国家公務員として嘘偽り無く開示すべきである等と主張する。

(3) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2）ア及びイ）において、審査請求人の主張を踏まえ、諮問庁にて改めて確認したところ、処分庁において、本件対象保有個人情報について、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないことが認められ、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とした原処分は妥当である旨を説明する。

(4) また、当審査会事務局職員をして説明を求めさせたところによると、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

本件について、審査請求人は「特定職員A及び特定職員Bがa事案（b事案・b案件等）として報告を受けた際の記録・指示した際の記録」を請求しているため、開示対象文書を特定するに当たっては、「a事案」等のタイトルが付いたメールを開示対象文書として特定した。

審査請求人が審査請求書に添付したメールは、「a事案」等のタイトルがなく、また、「a事案」等のタイトルが付いたメールについて、特定職員A及び特定職員Bに直接共有された事実がないことから、文書不存在的な不開示決定をした。

(5) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において種々主張するが、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとする具体的な根拠や、それを裏付ける又はうかがわせる事情を示しているとはいえない。

そうすると、審査請求人の主張によっても、上記（3）及び（4）の諮問庁の説明が不自然、不合理であると認めるに足りる事情はなく、そのほかこれを覆すに足りる特段の事情を認めることもできない。

(6) したがって、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 (諮問第170号)

本省労働基準局特定職員Aが、a事案（b事案・b案件等）として報告を受けた際の記録・指示した際の記録（メール・添付ファイル・公務中の個人メモ・A文書・B文書・読後破棄を含む）の一切

※a事案（b事案・b案件）等の呼び名は、審査請求人の尊厳や人格・人権を無視して厚生労働省が命名したものである。

2 (諮問第171号)

本省労働基準局特定職員Bが、a事案（b事案・b案件等）として報告を受けた際の記録・指示した際の記録（メール・添付ファイル・公務中の個人メモ・A文書・B文書・読後破棄を含む）の一切

※a事案（b事案・b案件）等の呼び名は、審査請求人の尊厳や人格・人権を無視して厚生労働省が命名したものである。